

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 公共測量の終了(六件)……………(一)
- ………(都市整備局都市基盤部調整課)……………(一)
- 市街地再開発事業の事業計画の変更……………(二)
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………(二)
- 建築基準法による一団地の区域……………(三)
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………(三)
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………(三)
- 開発行為に関する工事完了……………(四)
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………(四)
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(四)
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………(四)
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(四)
- ………(同)……………(四)
- 消防法に基づく命令……………(東京消防庁)……………(五)

### 告示

●東京都告示第四百九十二号  
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、杉並区

長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
令和元年九月二十四日

- 東京都知事 小池 百合子
- 一 測量施行者 杉並区
  - 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
  - 三 測量の区域 杉並区下高井戸二丁目地内
  - 四 測量の期間 平成三十年十二月二十七日から平成三十一年三月十五日まで

#### ●東京都告示第四百九十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、日野市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
令和元年九月二十四日

- 東京都知事 小池 百合子
- 一 測量施行者 日野市
  - 二 測量の種類 公共測量(デジタル撮影)
  - 三 測量の区域 日野市地内
  - 四 測量の期間 平成三十一年一月一日から同年三月三十一日まで

#### ●東京都告示第四百九十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、町田市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月二十四日

- 東京都知事 小池 百合子
- 一 測量施行者 町田市
  - 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
  - 三 測量の区域 町田市地内
  - 四 測量の期間 平成三十一年一月一日から同年三月二十二日まで

#### ●東京都告示第四百九十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、足立区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
令和元年九月二十四日

- 東京都知事 小池 百合子
- 一 測量施行者 足立区
  - 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
  - 三 測量の区域 足立区南花畑一丁目、南花畑三丁目及び千住曙町各地内
  - 四 測量の期間 平成三十年七月十六日から平成三十一年一月三十一日まで

#### ●東京都告示第四百九十六号

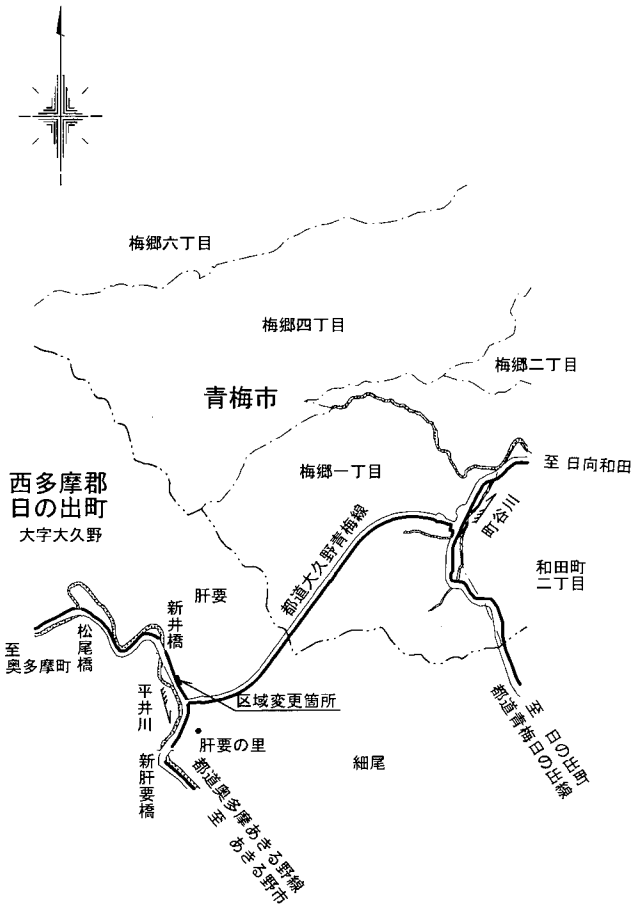
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
令和元年九月二十四日



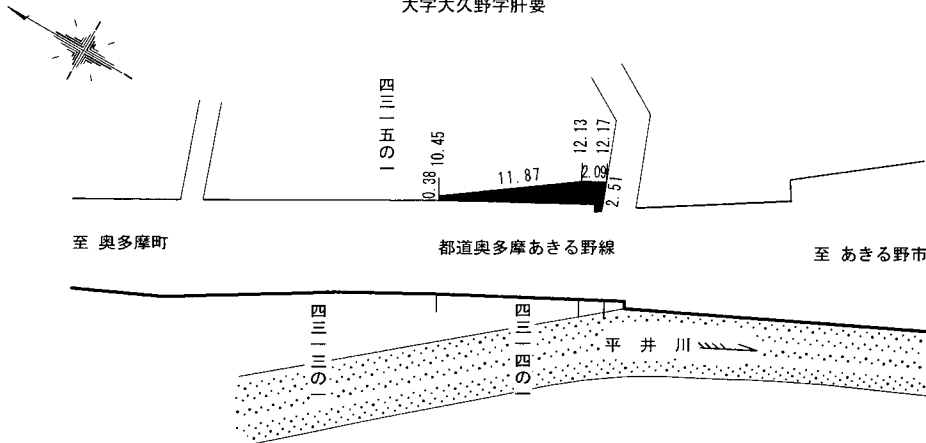
別図

都道奥多摩あきる野線区域変更略図  
西多摩郡日の出町大字大久野字肝要地内

都道 町道 編入区域 延長 面積  
 一三・八三メートル  
 一七・六六平方メートル



西多摩郡日の出町  
大字大久野字肝要



九、同番三百八十六、同番四百三十三  
 六の一部、同番四百三十七、同番四百五十四及び同番四百五十八  
 二 認定計画書の縦覧場所  
 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第五百号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、令和元年九月二十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

三 変更の概要  
 別図表示のとおり  
 令和元年九月二十四日  
 東京都知事 小池 百合子  
 奥多摩あきる野  
 西多摩郡日の出町大字大久野字肝要四千三百十五番一地内

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年九月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市保谷町六丁目千二百二十一番一及び同番三

西東京市東伏見三丁目八番十三号 ティーアラウンド株式会社 代表取締役 大橋 博範

清瀬市中清戸二丁目八百十四番、同番地先、八百十五番、八百十七番二十、八百五十七番及び八百五十八番

清瀬市中清戸二丁目七百九十九号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

東村山市秋津町三丁目十一番一、同番三十三及び同番三十四

埼玉県所沢市小手指町一丁目一番地四 株式会社住協 代表取締役 安永 久人

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店

舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年九月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和元年九月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 (仮称) 一之江八丁目駅前計画
二 店舗所在地 江戸川区一之江八丁目二番七ほか
三 設置者名 彦田 正夫ほか一名
四 設置者住所 江戸川区東葛西八丁目十番二十二号
五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社マルエツほか未定
六 新設をする日 令和三年七月一日
七 店舗面積の合計 二千三百四十二平方メートル
八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 二十一台
九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗西側ほか 百四十台
十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 四十六平方メートル
十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十一・七〇立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 二十四時間営業ほか

十三 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間

十四 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗南西側

十五 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで

十六 届出日 令和元年八月二十九日

十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十八 縦覧期間 令和元年九月二十四日から令和二年一月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年九月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和元年九月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 小林ビル
- 二 店舗所在地 杉並区阿佐谷南一丁目三十二番十号
- 三 設置者名 美濃屋商事株式会社
- 四 設置者住所 杉並区南荻窪一丁目二十六番四号
- 五 変更前の設置者の代表者名 小林 麗子
- 六 変更後の設置者の代表者名 小林 秀洋
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社ほか二名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社ほか二名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社
- 十 変更前の小売業者の代表者名 豊田 靖彦
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 乾 哲也
- 十二 変更日 令和元年六月二十二日ほか
- 十三 届出日 令和元年八月八日

十四 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間

令和元年九月二十四日から令和二年一月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年九月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和元年九月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 小林ビル
- 二 店舗所在地 杉並区阿佐谷南一丁目三十二番十号

三 設置者名

美濃屋商事株式会社

四 設置者住所

杉並区南荻窪一丁目二十六番四号

五 変更を行う小売業者の氏名又は名称

イオンマーケット株式会社ほか二名

六 変更前の開店時刻

午前九時

七 変更後の開店時刻

午前七時

八 変更日

令和元年十一月一日

九 届出日

令和元年八月八日

十 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧期間

令和元年九月二十四日から令和二年一月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

消防法に基づく命令の公告について

消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第五条の3第1項の規定により命令を行ったので、同条第5項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年9月24日

東京消防庁

- 1 防火対象物の所在地 渋谷区広尾一丁目3番4号 渋谷消防署長 永 井 秀 明
- 2 防火対象物の名称 ワックハンイツ岩味
- 3 命令を受けた者 岩味 誠

4 命令事項

令和元年8月4日午後2時までに、2の防火対象物の屋外階段に設置されているテレビ2台、洗濯機1台、自転車1台及び傘1042本並びに別表の物件を除去すること。

5 命令年月日

令和元年8月1日

別表

物件名	数量	物件名	数量	物件名	数量
雑誌	109冊	ごみ袋	25袋	発泡スチロール板	8枚
木の脚	4本	木片	6個	段ボール箱	11箱
プリンター	7台	板	5枚	プラスチック製かご	4個
プラスチック製ケース	11個	ヒーター	2個	紙袋	5袋
テーブル	3台	フライパン	2個	フাইナル	9冊
モップ	3本	消臭剤	2個	収納袋	8袋
スチール製かご	2個	ゴミ箱	2箱	食器	8個
傘立て	3個	掃除機	1台	蛍光灯	6本
ほうき	2本	机	1台	金属製ペー	4本
空気入れ	2個	収納箱	1台	ごみ箱	2個
クロックスサンダル	2足	クーラーボックス	1個	ごみ箱のふた	2枚
電子レンジ	1台	美顔器	1個		
発泡スチロール	11個	プラスチック製かご	1個		
加温器	2台	台座	1個		
ちりととり	1個	植木鉢	1個		
鉄製かご	1個	発泡スチロール箱	2個		
プラスチック製タンク	1個	アンテナ	1台		
木製板	1枚	レジスター	1台		
木製ハンガー	8本	DVDプレーヤー	1台		
机	1個	木板	1枚		
椅子	2脚	パピーカー	1台		
ヘルメット	1個	扇風機	1台		
フライングテレビ	1台	アイスマイレイ	1台		
金属製ラック	1台	すだれ	1個		
洗濯干し用品	1個	板	3枚		
風呂のフタ	1枚	ガスコンロ	3台		
掃除機	2台	炊飯器	1台		
スチートボード	1個	給湯器	1台		
傘立て	3個	除湿機	1台		
鍋	1個	紙箱	1個		
CDコンボ	1台	ごみ	1個		
ジュースミキサー	1台	植木鉢	1個		
新聞紙	1束	マット	1枚		
マットレス	1枚	スーツケース	1個		
書類入れ	1個	水槽	1個		
木箱	1個	カラーボックス	1個		
収容袋	9袋	つっぱり冊	1個		
段ボール	32枚	ハンカチ	1個		

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七号 電話 〇三三三八二二五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

